

議案第2号

中小企業融資利子等補給条例中一部改正の件

中小企業融資利子等補給条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年5月12日提出

芽室町長 手 島 旭

中小企業融資利子等補給条例の一部を改正する条例

中小企業融資利子等補給条例（昭和39年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第16号」の次に「（以下「融資条例」という。）」を加える。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、融資条例第7条の2に規定する融資を受ける者の利子
補給率は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以降の融資分から適用する。

説 明

緊急対策融資（新型コロナウイルス感染症）について、より金融支援の強化が必要なことから、現行の利子補給を拡大し、企業の安定経営に資するため、本条例を改正しようとするものであります。

中小企業融資利子等補給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(利子等補給の対象) 第2条 利子等補給の対象は、中小企業経営近代化資金融資に関する条例（昭和45年条例第16号）（以下「融資条例」という。）の規定に基づき金融機関が中小企業者に貸付けする資金とし、借受者の償還が期限内に完了した場合とする。 2 一略一	(利子等補給の対象) 第2条 利子等補給の対象は、中小企業経営近代化資金融資に関する条例（昭和45年条例第16号）の規定に基づき金融機関が中小企業者に貸付けする資金とし、借受者の償還が期限内に完了した場合とする。 2 一略一
(利子等補給率) 第3条 利子補給率は、2パーセント以内とする。ただし、貸付利率が1パーセント以下の場合は補給しない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、融資条例第7条の2に規定する融資を受ける者の利子補給率は、別に定める。</u>	(利子等補給率) 第3条 利子補給率は、2パーセント以内とする。ただし、貸付利率が1パーセント以下の場合は補給しない。
<u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以降の融資分から適用する。	